



役場窓口で マイナンバーカードの申請ができます

マイナンバーカードの申請方法について、これまでの交付時来庁方式に加え、新たに「申請時来庁方式」が追加となりました。

「申請時来庁方式」とは、申請者ご本人が役場へ来庁し窓口にてマイナンバーカードの申請を行い、カードの受取りは郵便にて行うものです。

確定申告や各種お手続きで役場にお越しの際には、ぜひマイナンバーカードの申請をお願いします。

申請時にお持ちいただく物

- ・通知カード
- ・マイナンバーカード申請書（再発行可能）
- ・本人確認書類※1
- ・証明写真※2
- ・印鑑
- ・住民基本台帳カード（持っている方のみ）

※1 A書類またはB種類で、原本をお持ちください。住所の記載などが更新されていないと、本人確認書類とみなされません。

- A書類（1点確認でOK）…運転免許証・住基カード（写真有）・旅券・運転経歴証明書・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳（写真有）・在留カードなど
- B書類（2点確認が必要）…保険証・介護保険証・年金手帳・医療費受給者証・児童扶養手当証・貯金通帳・社員証・学生証・住基カード（写真無）など

※2 サイズは縦4.5cm×横3.5cmで、6か月以内に撮影したもの、正面、無帽、無背景のものでお願いします。裏面に氏名、生年月日をご記入ください。白黒の写真でも可能です。証明写真は、役場でも撮影印刷することができます。

◎カード申請時に次の4つの暗証番号を設定していただきます。②～④は共通の暗証番号を設定することができます。

- ①署名用電子証明書……………英数字6～16文字
- ②利用者証明用電子証明書……………数字4桁
- ③住民基本台帳用……………数字4桁
- ④券面事項入力補助用……………数字4桁

◎カードは本人限定受取郵便で送付します。お知らせのはがきが届きますので、受取希望の日時などを郵便局までお知らせください。受取時に本人確認書類の提示をお願いします。

◎申請に要する時間は、およそ30分から1時間程度です。窓口の混雑具合によっては、お待ちいただく場合もあります。

◎15歳未満のかたおよび成年被後見人の場合は、法定代理人と一緒にお願いします。その際、法定代理人の本人確認書類も必要になります。

◎役場で申請を受付した後、マイナンバーカードは国の機関で作成します。交付まではおよそ2か月程度かかります。利用の予定があるかたは、余裕をもって申請してください。

マイキーID設定の支援を実施しています！

マイキーIDとは、マイナンバーカード所持者が任意で作成する、マイナンバーカードと連動させるIDのことです。

このマイキーIDを設定することによって、国が整備するマイキープラットフォームを活用した消費活性化政策などの様々なサービスを受けられるようになります。

役場窓口にて職員がマイキーIDの設定をお手伝いしますので、マイナンバーカードを取得してマイキーIDを設定してみませんか。



問合せ＝住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132

税務署からのお知らせ

◎本庄税務署 ☎22-2111



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」ご利用のお知らせ

- ◇国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅などで確定申告書が作成できます。「e-Taxで送信」「書面で印刷して送付」のどちらかで提出してください。
- ◇「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちのかたは、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができます。ぜひご利用ください。
- ◇「確定申告書等作成コーナー」の操作方法や確定申告に関することは、まず国税庁ホームページで検索し、ご不明な点は電話にてお問い合わせください。

《確定申告などに関するお問合せ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
（☎0570-01-5901）

【受付】月～金曜日（祝日を除く）

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

確定申告会場の開設期間前は、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

- 会場 本庄税務署
- 期間 2月17日(月)～3月16日(月)（土日、振休を除く）
- 時間 相談受付：午前8時30分～午後4時（提出は午後5時まで）
相談開始：午前9時から

※2月14日(金)までは、確定申告会場は開設しておりません。

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

※税務署の駐車場は大変混雑するため、満車の場合はお近くの有料駐車場をご利用いただく場合があります。

成人式

今年も1月12日、成人式が挙行されました。華やかな晴着に目移りしながら、立派な成人式を見せてくれました。成人者の前途に、大いに期待します。

ところで、2022年4月から民法の改正により、成人年齢は今の20歳から18歳に引き下げられることが決まっています。そこで、成人式を何歳にするかが話題になっています。

18歳にすると、最初の年は18・19・20歳の3年分を同時に開催しなければならない、18歳だと大学受験や就職時期に重なるなどの意見があるようです。

このため、名称を「二十歳を祝う成人のつどい」に変更する自治体もあります。決定まで猶予はありますが、20歳が有力でしょう。

さて、毎年、中学三年生と小学六年生を対象に、私が直接町の現状やこれからの社会について出前授業を行っています。この中の最後に必ず、将来、町を出ることがあっても、ふるさとを忘れないで欲しい、いつかは美里に帰り、町を守って欲しいとお願いしています。

今の中学三年生は全員で103人ですが、二年生は71人、一年生は84人と90人以下になります。人口減少となる一方で、寄居スマートインターチェンジの全面開通が一年後に実現し、産業団地ができ、町の核づくりが始まっています。田園の広がる美里町だからこそのできるまちづくりと、教育・子育てを強力に進め、健康づくり、福祉もしっかりできる町なら、持続可能だと確信しています。